

公正な商取引

マテリアリティ設定の背景

ムラタは、「企業倫理規範・行動指針」において、取引先との適正取引、独占禁止法の遵守、贈収賄・腐敗行為の防止などを定め、これらを日々の事業活動や業務の拠りどころとし、公正な商取引の実現を目指しています。ムラタの事業がグローバルに展開される中で、社会から信頼を得て、健全で持続的な成長を実現するためには、公正な商取引を徹底することが重要であると考え、当マテリアリティを設定しました。

目指す姿

重大な「公正な商取引」違反の発生件数ゼロを維持します。

公正な商取引に向けたコンプライアンス・プログラム

ムラタは、公正な商取引に関するコンプライアンス・プログラムの導入を推進しており、グローバルに事業を展開する中で、独占禁止法の違反と贈収賄を特に重要なコンプライアンスリスクとして、その防止に取り組んできました。2014年には、「企業倫理規範・行動指針」を補完するものとして、「カルテル及び贈収賄防止に関するベーシックポリシー※」（日本語・英語・中国語）を発行し、カルテルと贈収賄に対するムラタの基本姿勢をあらためてグループ全体に対して周知しました。また、独占禁止法違反と贈収賄に関するリスクを実効的に低減するため、グローバルに実施したリスク調査の結果に基づいたルールを制定しました。これらルールは、トップメッセージの発信や研修により、社内で周知・徹底しています。

独占禁止法違反の防止

ムラタでは、カルテル防止のため、(1) 必要不可欠な場合を除いて競争会社とは接触しないこと、(2) やむを得ず競争会社と接触する場合には必要な事前承認を得ること、をグローバルなルールとして定め、申請・報告を求める制度をグループ全体で整備しています。また、これらの社内ルール・手続きを記載したガイドラインを作成するとともに、役員・従業員に対して対面またはeラーニングによる研修を実施して周知しています。さらに、申請・報告制度

の運用状況を定期的に確認しています。

独占禁止法の違反行為を防止するためには、このようなルール・手続きをムラタ全体で浸透させ、徹底させることが必要であると考えています。今後も、国内外の役員・従業員に対して継続的に啓発・教育を実施していくことで、独占禁止法・社内ルール・手続きなどに対する実務的な理解の向上を図ります。また、モニタリングの実施を通じてこれらの遵守を徹底していきます。

下請法違反の防止

ムラタでは、下請代金支払遅延等防止法（下請法）を遵守するために、購買要求に関わる全従業員に対して、eラーニングなどでの継続した教育を実施しています。また、購買要求部門や発注部門に対する定期的な監査・診断や調達業務一連を管理する「調達システム」によって、下請法違反に牽制がかかる体制を整備しております。

贈収賄防止

ムラタでは、贈収賄防止のためベーシックポリシーに定める方針に基づいて、贈答・接待などに関するルールを定め、不正な利益を得るための違法な便益の提供および受領、またファシリテーションペイメントを行わないように管理しています。

さらに毎年、役員および従業員に対してベーシックポリシーの遵守について、個人ごとにコミットメントを取得し、あわせてeラーニングによるトレーニングを行い、遵守要件の変化に対応しています。

また、一般教育として社内教育を拡大し、階層別に分けてeラーニングを開講し、国内外の法令のほか、禁止事項、違反行為のリスクなどの教育を行っています。

ムラタを取り巻く事業環境は、年々グローバル化が進み、また新規の事業領域も拡大しており、従来以上に透明性の維持が重要になってきています。このため、贈収賄防止のための仕組みを深化させるとともに、その有効性を維持すべく、引き続きコンプライアンス・プログラムを整備、運用してまいります。

※カルテル及び贈収賄防止に関するベーシックポリシー

https://corporate.murata.com/-/media/corporate/about/csr/management/compliance/compliance_pdf0002.ashx?la=ja-jp&cvid=20151007015611147100